

第 89 回都市計画審議会議事録

日時：令和 3 年 10 月 29 日（金曜日）午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分

場所：長岡京市役所南棟 3 階 第一委員会室

出席委員：上村委員、宮小路委員、福島委員、中村委員、石垣委員、見上委員、大谷委員、船倉委員、西田委員、岡委員、瀬野委員、藤城委員（職務代理）、三好委員、山本委員、三宅委員、稲生委員、中川臨時委員

幹事：末永副市長、滝川総合政策部長、木村環境経済部長、八木建設交通部長、清水上下水道部長

事務局：井上建設交通部次長兼都市計画課長、廣主幹、三原主査、今井技師、上村総括主査、正木技師

傍聴者：2 名

議事：

1.開会

- 開会、審議会の成立、及び傍聴者の報告(以上事務局より)

2.議事(要約版)

付議 1：京都都市計画生産緑地地区の変更（長岡京市決定）案について

京都都市計画生産緑地地区の変更（長岡京市決定）案について、事務局から内容を説明後、審議に入る。

【質疑応答】

意見なし

(会長)

特にご意見、ご質問がなければ、原案を妥当として答申する事にご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしということですので、原案どおり答申させていただきます。

付議 2：京都都市計画道路及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（案）について

京都都市計画道路及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（案）について、事務局から内容を説明後、審議に入る。

【質疑応答】

意見なし

(会長)

特にご意見等がなければ、原案を妥当として答申する事にご異議はございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議ありませんので、原案を妥当として答申させていただきます。

付議3：京都都市計画地区計画（井ノ内朝日寺地区）の決定（長岡京市決定）案について
京都都市計画地区計画（井ノ内朝日寺地区）の決定（長岡京市決定）案について、事務局から内容を説明後、審議に入る。

【質疑応答】

(委員)

地区整備計画の一番最後に書かれている、2項の「前項第2号から第7号に掲げるものについては、社会福祉法云々」という部分について、「社会福祉事業の用に供する部分の床面積の合計が2分の1以上であるものに限る」となっているが、関係のないものはどのようなものがあり得るのか。

(事務局)

介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービスの用に供する施設等の中で、特定施設入居者生活介護のうち、サービス付き高齢者住宅などが該当しないものになることが、今事務局で把握しているところである。

(委員)

地区整備計画の文言にある、建築物等の用途の制限の第9項の建築物に付属する物品販売業を営む店舗又は飲食店というのは、社会福祉事業として運営されるようなものなのか。

(事務局)

全てが社会福祉事業に当てはまるものではないと考えている。

(会長)

他にご意見、ご質問等がなければ、原案を妥当として答申する事にご異議はございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議ないようですので、原案を妥当として答申させていただきます。

意見聴取：特定生産緑地の指定について

特定生産緑地の指定について、事務局から内容を説明後、審議に入る。

【質疑応答】

意見なし

(会長)

特にご意見がなければ、支障なしということでご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、ご異議もありませんので、支障なしとして回答いたします。

3.閉会